

専門人材確保推進事業費補助金交付要綱

(通則及び目的)

第1条 専門人材確保推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本交付要綱に定めるところによる。

2 この補助金は、県内の中小企業等が、県外から業務経験豊富な専門人材を県内において雇用することを支援することにより、県内中小企業等の新規事業創出、既存事業の拡大及び生産性向上等を促進し、もって県内産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 中小企業事業主

資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は別表1のとおり。

(2) 補助対象事業者

中小企業事業主で次に掲げる要件を満たす者。

ア 県内に事業所を有すること。

イ 島根県税の未納がないこと。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。

オ 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(3) 専門人材

県内中小企業等の事業創出力強化等に寄与すると認められる、別表2の分類のいずれかに該当する者で、当該業務に就いて概ね3年以上の実務経験を有し、雇用される際の年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金部分）又は役員報酬が原則300万円以上のもの。ただし、補助対象事業者の役員の3親等以内の親族を除く。

(4) U I J ターン

島根県外居住の専門人材が、就職に伴い島根県内に居住地を移転すること。なお、島根県内に居住地を移転してから概ね1年以内であって、県内企業等において期間の定めのない雇用契約を締結していない専門人材が就職する場合を含む。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、補助対象事業者がU I J ターンする専門人材を雇用するために補助対象経費を支出する事業とする。

2 前項の雇用は、雇用期間の定めがないもの又は雇用期間の定めがあつて、期間の定めのない雇用の採否を判断するためのものとする。

ただし、親会社・子会社の関係にある会社間における出向又は転籍のほか、あらかじめ出向元に戻ることを前提とした出向又は転籍に相当するものを除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表3に掲げるとおりとする。

2 補助対象経費は、本要綱に基づく補助金の交付決定日が属する県の会計年度中に支払ったものに限る。

3 前項の補助対象経費には消費税及び地方消費税を含まないものとする。

4 補助金の対象となる専門人材は、県の一会計年度において一補助対象事業者あたり1名を限度とする。

(交付額の算出方法)

第5条 補助金の交付額は、別表3の、第2欄の対象経費の実支出額に第3欄の補助率を乗じて得た額と第4欄の補助限度額を比較して、いずれか低い方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号別紙1）

(2) 誓約書（様式第1号別紙2）

(3) 専門人材が県外在住であること又は島根県内に転居していた場合であっても、転居から概ね1年以内であることを証明する書類（住民票の写し等）

- (4) 雇用契約書の写し
- (5) 法人にあつては本補助事業申請日前3ヶ月以内に法務局で発行された履歴事項証明書（原本又は写し）、個人事業主にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (6) 島根県税の納税証明書（申請日前3ヶ月以内に発行された原本又は写し）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、第6条の規定により補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 補助対象事業者は、事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金額に変更を生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。

（事業の廃止）

第9条 補助対象事業者は、事業を廃止しようとするときは、あらかじめ廃止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌年度4月3日（土日にあたる場合は、前営業日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (2) 採用した専門人材が実績報告の報告日現在において雇用されていること又は就業していることを証する書類。（事業所別被保険者台帳等）
- (3) 専門人材が島根県内に居住地を移したことを証する書類（住民票等）
- (4) その他、知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するか確認するための履行検査を実施するものとする。

2 知事は、前項の規定による履行検査の結果及び前条の実績報告の内容を確認した上で交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助事業者は、補助金の額の確定後に請求書（様式第 6 号）により補助金の交付を申請するものとする。

(就業状況の報告)

第 13 条 補助事業者は採用者について、採用後 6 ヶ月を経過する日現在の就業状況を専門人材確保推進事業費補助金に係る就業状況報告書（様式第 7 号）に第 10 条第 2 号の書類を添え、同日から起算して 10 日以内に知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は採用者が 6 ヶ月以内に退職したときは、速やかに専門人材確保推進事業費補助金に係る退職報告書（様式第 8 号）により知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の場合において、補助事業者が人材紹介手数料の返還を受けたときは、当該返還を受けた人材紹介手数料のうち補助金相当額の返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第 14 条 補助対象事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、補助対象事業者が補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(附則)

1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱による平成 27 年度事業に係る補助金申請は、平成 28 年 2 月 29 日まで受け付ける。

(附則)

1 この要綱は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

2 この要綱による平成 28 年度事業に係る補助金申請は、平成 29 年 2 月 28 日まで受け付ける。

(附則)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による平成 29 年度事業に係る補助金申請は、平成 30 年 2 月 28 日まで受け付け

る。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

業種	該当分類項目 (日本標準産業分類による業種区分)
小売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 6 (各種商品小売業) 中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 5 8 (飲食料品小売業) 中分類 5 9 (機械器具小売業) 中分類 6 0 (その他の小売業) 中分類 6 1 (無店舗小売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 6 (飲食店) 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類 G (情報通信業) のうち 中分類 3 8 (放送業) 中分類 3 9 (情報サービス業) 小分類 4 1 1 (映像情報制作・配給業) 小分類 4 1 2 (音声情報制作業) 小分類 4 1 5 (広告制作業) 小分類 4 1 6 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類 K (不動産業、物品賃貸業) のうち 小分類 6 9 3 (駐車場業) 中分類 7 0 (物品賃貸業) 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち中分類 7 5 (宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類 7 9 1 (旅行業) は除く 大分類 O (教育、学習支援業) (中分類 8 1, 8 2) 大分類 P (医療、福祉) (中分類 8 3～8 5) 大分類 Q (複合サービス業) (中分類 8 6, 8 7) 大分類 R (サービス業<他に分類されないもの>) (中分類 8 8～9 6)
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 0 (各種商品卸売業) 中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業) 中分類 5 2 (飲食料品卸売業) 中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類 5 4 (機械器具卸売業) 中分類 5 5 (その他の卸売業)
製造業その他	上記以外のすべて

別表2（第2条関係）

分類	内容	具体例
ア 経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支える右腕として企業等のマネジメントに携わる人材	企業経営や企業等での事業管理等のマネジメント経験者など
イ 販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業等にとって新たな販路を開拓し、売り上げ増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者など
ウ 事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業等が抱える課題を解決（財務再構築・事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関等のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントして手がけた経験を有する者など
エ 生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出す人材	企業等の工場長の経験者、技術者として開発リーダー等を経験した者など
オ その他	受け入れ先で求められる分野などで、セクションやプロジェクトのリーダー等を務めるなど、県内企業等において事業を支え、牽引することができる人材	—

別表 3 (第 4 条関係)

(第 1 欄) 種目	(第 2 欄) 対象経費	(第 3 欄) 補助率	(第 4 欄) 補助限度額
人材紹介 手数料	補助金の交付決定日以降、当該交付決定が属する会計年度内に職業安定法（昭和 22 年法律 141 号）第 30 条に規定する有料職業紹介事業者を支払った人材紹介手数料。 ただし、成功報酬部分に限る。	1 / 2	1,300 千円 / 人

(注) 対象経費について

- ①総勘定元帳、領収書等の関係書類で確認できる経費のみを補助対象経費として認める。
- ②消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外する。したがって、消費税及び地方消費税が含まれる経費については、消費税及び地方消費税を減算した額を経費算入すること。
- ③上表の対象経費を対象とする国、地方自治体、独立行政法人等の他の公的補助金と重複して申請することはできない。